

第5回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和4年8月9日（火）13時00分～15時40分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

5 資料目次

(1) 令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況（8月8日現在）

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 ただ今から第5回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本専門部会の成立について確認します。本日は委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて報告します。

本日の専門部会は公開しており、3名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の皆

様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日、報道関係より1社、お見えになっておられますことを御報告します。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いいたします。

○佐藤部会長 こんにちは。第5回目の専門部会もいよいよ佳境に入ってきましたが、始めたいと思います。

前回まで、労働者側は第3回鳥取県最低賃金専門部会で41円という引上げ額を提示していただき、前回は38円ということで提示していただきました。一方、使用者側は第3回鳥取県最低賃金専門部会で22円というのを提示していただき、前回23円ということで提示していただいているところです。

では、本日の議事を進めてまいりたいと思いますが、議事の1番目、金額審議ですが、まずは事務局から資料の説明をお願いします。

○片山賃金室長 令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況、8月8日現在のものを提出しております。8月8日現在で改定額が決まったところをリスト化しておりますので、御覧いただければと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、早速、審議に入りたいのですが、また、本日の金額と根拠を提示していただきたいと思いますが、その前に、本日も前回同様、労働者側、使用者側それぞれの代表の方と私で、本日の進め方の打合せをさせていただきたいと思います。

河村委員、西本委員いかがですか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、15分程度休会させていただきます。会場の準備をよろしくお願いいたします。

[三者協議]

○佐藤部会長 お待たせいたしました。それでは、審議を再開します。

では、労働者側、使用者側、双方から、金額の提示とその根拠についてお示しをいただきたいのですが、その前に各側で御審議をされたいと思いますので、お時間を取りたいと思います。何分、必要になりますか。

○西本委員 15分ぐらい。

○佐藤部会長 では、15分間、各側で御協議をいただくことにしたいと思います。

では、会場の準備をお願いします。

では、47分まで休会します。よろしく申し上げます。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 それでは、審議を再開したいと思います。前回は使用者側から発言を頂きましたので、本日は労働者側から金額の提示とその根拠についてお願いします。

○河村委員 繰り返しになりますが、我々としては、今回、五つの具体的な指標についてお示ししました。

中期的な視点ということでは、政府方針の早期に1,000円以上を目指すということ踏まえつつ、連合のリビングウェイズである、鳥取県でいけば980円、自動車保有の場合は1,291円、この到達を目指すということ。2点目として鳥取県のポジションということでは、Dランク16件のうち上位を目指すということ。いろんな指標を見ても、Dランクの下位に位置するようなポジションではないということ。3点目、春闘の結果の反映ということでは、連合鳥取で行いました春季生活闘争の賃上げ率1.92%を踏まえる。4点目としては、物価上昇率、これも何度も申し上げておりますけども、2.3%、これを考慮して考えるということ。ここまでの部分は、昨日もお話をしましたけれども、譲れるものがないということです。

5点目の地域間格差の是正の部分です。その部分については再三お話をさせていただきましたが、昨日、御提示をした中では、ここの部分を少し引き下げたということで38円の提示をさせていただきました。この地域間格差というのは、当然、隣県との格差改善ということも含まれます。それは島根だけを指しているわけではなく、兵庫、岡山、広島、我々鳥取県の隣県にはそれぞれの県があります。当然、鳥取よりも高い最低賃金という位置付けになっております。そういった部分の格差改善ということは急務だという意識は変わりません。

これらを含めて考えましたが、昨日、御提示をさせていただいた4.6%の38円、ここから引き下げる要素は残念ながら見当たりませんでした。昨日に引き続き、38円ということで提示をさせていただきたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○北畑委員 これまで申し上げてきた内容の繰り返しもなりますが、整理して改めて申し上げたいと思います。

まず、連合全体の春闘の結果が2.07%となって、賃上げ率が3年ぶりに2%台に乘っかり、コロナ前の2019年まで水準は回復しているといったところです。ここ鳥取、

連合鳥取の結果につきましては4,358円、1.92%、3年ぶりに4,000円台に回復して賃上げの流れが加速をしています。今春闘は人への投資が特徴といっても過言ではなく、鳥取の最低賃金を目安からより踏み込んだ引上げ額が求められている、そういったことを感じる次第でございます。

また、女性活躍推進を後押しするような側面もあると思います。第533回鳥取地方最低賃金審議会資料131ページ、前回見ていただきましたけれども、性別、年齢別表から最低賃金821円近傍の労働者は女性が圧倒的に多く、中でも20歳から54歳、この年代層に、まさに女性としての活躍を大いに期待する方々がいらっしゃいます。最低賃金の引上げによって女性活躍推進の後押し、こういったものもできるのではないかと考えています。

生計費のところですが、これも第533回鳥取地方最低賃金審議会資料105ページの資料15にありましたが、消費者物価指数が示されています。4月、5月の消費者物価指数は2.3ポイントで、2019年、令和元年以降最も高い数値でした。直近の物価上昇は生活必需品が中心で、最低賃金近傍者は、同じ2.3ポイントでも所得が少ない分、一般の平均より生計費の割合が上昇をしています。現在の生活水準を維持するために物価上昇に見合う最低賃金の引上げが必要だと考えています。

地域間格差につきましては、先ほどの河村委員のとおりです。通常の事業の賃金支払能力の側面から言うと、これも同じ第533回鳥取地方最低賃金審議会資料89ページに、鳥取県の経済情勢が資料12として示されています。設備投資、生産活動、企業収益、どれを取っても良好と読み取れます。総じて企業を取り巻く環境は、今までよりも好転をしているということが示されています。

それと、政府への要望事項のところを申し上げております。昨年度の最低賃金改正における要望事項の検証資料が、同じく第533回鳥取地方最低賃金審議会資料の121ページ、資料19で、政府への要望事項に係る対応が示されています。ここでも中小企業、小規模事業者への取組ということで、働き方改革サポートオフィス鳥取による相談事業の件数が令和元年12件が令和3年度37件になったり、あと、助成金、交付金の決定件数が令和元年の4件から令和3年では52件、金額にして180万円から4,000万円まで拡大しているといったところで、一定の成果は出ていると思います。しかし、今回の最低賃金の引上げを審議する過程においては、より一層、要望を強く求める必要があるのではないかと感じています。

いずれにしても、できるだけ丁寧な対応を改めて要請をしなければいけないと感じています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側からお願いします。

○西本委員 使用者側としては、賃金改定状況調査結果の第4表の③を今回使いました。その中のDランクの合計2.4%、これをベースにしています。この2.4%というのも、2021年度は一律28円アップということで、Dランクが最も影響を受けています。A、B、Cランクに比べますと伸び率は一番高いです。それもそれで仕方ないと思いますが、実績は実績ですので、それはもうそのまま受け入れるということですし、2021年度の失業率が年度ベースで2.8%ということは、政府もそれ相応の支援をしていただいたということで、これを補正して使うというのはやはりよくないということです。

しかも、鳥取の821円を発射台にするのではなくて、今回の目安30円ですね、鳥取でいったら、全体で31円というその妥当性を検証したいということで発射台を930円に設定しています。ですから、930円掛ける2.4%で22.3円ということで当初は22円から23円と提示しました。それで、今後の見解を発表する上で具合が悪いので、23円ということでこれは変更したということです。

他方、別の目線から見て、経団連の春季賃上げ妥結状況は2022年、2.0%でした。ですから、2.0%を下回るような数字というのはそもそも平仄が取れないということで、それ未満はないだろうということです。

それと、経営者協会のアンケートも、8月まで一応集めますが、ほぼもう動かないだろうというところで現在の2.2%。ですから、下限は2%から2.2%というところであろうと思っています。

それともう一つ、前回言いませんでしたが、完全失業率と過去の類似金額ということで、2017年の失業率、これは年度ベースですが、2.7%というところで、翌年度の全国加重平均26円アップということがありました。それと、あくまでも参考の二乗ぐらいの話ですが、某数量政策学者は5.5から前年失業率、今回の話でいけば2.8%を引いたパーセンテージがほぼ歴史的に見て妥当ではないかということで、その方の計算式を使えば全国加重平均額930円掛ける2.7%の25円となり、25円、26円というところが上限だろうなというような形では当初から、目安が出る前から思っていました。

ということで、先ほどの下限と上限の間にちょうどこの2.4%というのは、はまりますので、妥当な数字ではないのかなと考えています。以上です。

○花原委員 労働者側に質問したいのですが、当初は5%という形で41円の金額提示があり、前回4.6%の38円という形での金額提示をされました。今、河村委員の説明で、春闘の反映で1.92%とか、物価上昇が2.3%とか、地域間格差の分という形でパーセントを足し算されていますが、実際こういう分母、分子が違うもので出た百分率を足し算できるものですか。例えば、使用者側は、いわゆるパートと一般の合計の賃金に対して2.4%という形で全国平均が出ていますから、その平均に基づいて22円、23円という形での金額提示でしたが、春闘の反映の何%、物価上昇の何%と、全然根拠が違うパーセントを足し算して答えが4.6%、5%という足し算をされるのは、ちょっと腑に落ちないと思います。

それと、あと物価上昇が2.3%上昇しているからという形で足し算をされていますけど、仮にこれマイナスになるということが分かればマイナスされる考え方ですか。

その2点、お聞かせ願いたいと思って質問しました。

○河村委員 春闘の結果が、連合鳥取が1.92%です。物価上昇が2.3%ということで、これを単純に足すと4.22%ということになりますが、おっしゃるように当然算出根拠が違うものですから、これを単純に足し算ということではないとは思っています。ただ、一つの指標として、これだけの引上げがある、上昇しているという部分はやっぱり受け止めなければならないと思っています。

○花原委員 それは分かります。

○河村委員 賃金格差の改善の部分は、パーセンテージではちょっと示してはないので、実際に2012年から2021年までの金額差を、当初2年で改善していこうということで金額を上乗せしましたが、その部分を4年で改善していこうということで、その部分の額差を前回引き下げさせていただいて38円という提示をさせていただきました。

もう1点、物価上昇の部分でマイナスになったら引き下げるのかということですが、そもそも物価上昇をしたというところは考慮すべきところだと思っています。そもそも最低賃金ですから、その物価上昇分がなかったとしても当然引き上げていく話ではあると思いますし、物価が下がったら、最低賃金を下げるのかという理屈は、またこれはイコールではないと思っています。ただ、考慮の中には入れていく必要があるとは思っています。

○花原委員 本来、賃上げというのはみんな後払い形式で大体の企業は行っていると思います。例えば、前年の会社の収益により賃上げ額を決定するという形の各企業の賃上げの形になると思います。賞与についてもしかりだと思います。例えばある会社が、今年物価

が上がるから賃上げするかといったら、多分これはしないです。不確定要素は賃上げの要素に入っていないです。ただ、上がるということは分かりますが、それがすぐその賃上げには反映しないというのが、各企業の経営者の立場だと思えます。

○河村委員 この最低賃金を考える上での物価上昇というのは、一般の企業で我々が労使交渉で行っている春闘での賃上げとは私は質が違うとされていて、当然、最低賃金の話ですから、そこでの物価上昇の影響度は大きくなってきます。そこはやはり考慮には入れないといけないという気持ちはあります。

だから、一律に例えば春闘の中で物価上昇が反映できるのかどうなのかという議論も、当然、我々労働組合としてはそれを主張して、使用者側には訴えてはいきますが、その物価上昇に伴う使用者側に要求するもの、その度合いと最低賃金に関する上でのその物価上昇の捉え方というのは、私は少し違うと思っています。

○北畑委員 私は、今のお話で、数字が先にあるものではないと思っています。要するに、春闘の結果がどうだったのか、物価上昇がどうだったのか、そういった要素を考えたときに、その結果がたまたま1.92%だった、2.3%だったといったところです。

ですので、最低賃金をどれぐらい引き上げるのかという立て付けを考える際に、どういった要素をその中に組み込むのかというところから考えた結果が1.92%ぐらい上がっているとか、2.3ポイントぐらい物価が上昇しているとか、こういった組立て、立て付けになるのではないかと思います。もちろん、最低賃金を引き上げる上で様々ないろんな要因、要素があると思います。ただ、その中で私たちとしては、春闘の結果ですとか、物価上昇の結果ですとか、そういったものがこの最低賃金の引上げ額を検討する上では大変重要な要因、要素だったということから、このようにしたわけです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○西本委員 私が見ていたのが失業率と、全国ベースですが最低賃金の引上げです。2013年からコロナが始まる2019年を見ていただくと着実にその失業率は下がってきて、2019年などは私が計算した年度ベースでいったら2.3%ですが、一般的には2.4%、もうほぼ完全雇用ですね。2013年の引上げが2.0%から、今足元の、2019年で3.09%、先ほどの某先生の理論ではないのですが、その理屈にほとんど合っているということです。だから、失業率が下がれば賃金の引上げはできますよという話です。

それともう一つ、この間もGDPギャップの話をしました。たまたま、その同じ時期のGDPギャップを調べると、2014年の消費税を上げたときと、2019年の消費税

を10%に上げたときのこの2回だけ若干マイナスになっています。あとはもうほとんど需給ギャップはないです。ですから、そういう環境を作るのは政府で、その中でどうやって労使が、業界団体も含めてですね、頑張るかということが、マクロ的には非常に重要なことではないかと私は考えています。

先ほど花原委員が発言されたように、やはり賃金は後払いだと私も思います。給料も後払いですし、我々の賞与も、上期の賞与は上期の結果で12月に支給されるということで、言ってみたら成功報酬みたいなものなので、我々としては、最低賃金もどれだけ上げるとか上げないとかという問題以前に、やはり前年度の実績、だから今年頑張らないと来年上がりませんよという話だと思うのです。前取りというのは、なかなか難しいしちょっと分かりません。

それから、もう一つ言えるのは、経営者、実際に経営している人が、今年どれぐらい最低賃金が上がるのだろうということを分かりやすいルールにしないと、何か蓋を開けて見たら、ええっみたいな話になるということは、なかなかこの世界では難しいのかなというのは感じでは思っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○北村委員 では二つだけ、自分の思いがあります。まず一つ、北畑委員が先ほど企業における投資設備が順調に推移しているということを言われたのですが、それはこのデータを見ての判断だとは思いますが、実際にそういう企業さんもあるかも分かりません。ただ、自分の周りの経営者、企業を見たときに、全くないのです。私も経営者という立場の中でいろいろ推進なり投資、助成金の申請をしたりしましたが、割と国自身が、今、日本が掲げているデジタル、IT関係業種については右から左に、無条件とは言いませんけども、割と審査に通る易いと感じます。ただ、既存の地場産業で頑張っておられる企業、特に中小企業、事業者についてはなかなかハードルが高くて、こういう景気状況ですので、どうしても右下がりの状況の企業は申請しても審査に通らないのが現状です。特に、コロナのこの3年、今現在もですが、企業によっては、スムーズに助成金を受ける企業もあれば、助成金を受けて何とか今の体制を立て直していきたい企業も多いのですが、なかなかスムーズにいけないのが現状です。特に小規模事業者につきましては、軒並みそういう状況が現れています。だから、先ほど北畑委員が言われた内容も実態とはちょっとずれているのではないかと感じていますので、それを考慮してもらいたいなという思いが一つです。

それと、もう一つは、今年初めてこの審議会委員になって分かりましたが、今まではど

うして毎年賃上げしなければならないのかと思っていました。それは日本経済が順調に推移している状況でしたら、当然それはあり得ることだと分かりますが、特にここ数年、コロナの前からですが、かなり低迷している日本経済の中で、何で経済以上に賃上げが大きな幅で流れてくるのか。それと、どうして1,000円を目指さなければならないのか。岸田首相は2,000万円の年金問題の中で、高齢者に投資をしてくださいと言われたのです。投資ありきで、どうしてその辺りを収入の少ない高齢者が対応しないといけないのか、疑問に思う点が多々ある中で、1,000円にどうしてそこまで固執するのだろうか。私の知っている外国人にも聞いたのですが、日本の食材、食べ物、食事は諸外国より安いと言うのです。だから、おいしくて、日本に行ったら安くランチ、晩さんが取れると。だから、風景、景観も良いし日本に行きたいという要望が多々ある中において、諸外国の最低賃金が高いから日本がそれに追いつかなければならないという、その固定概念も少しおかしいのではないかなという思いがございます。

だから、今回の初めてのときにその30円の目安が、今、まだコロナの中でひいひい言っているこの経済環境の中で、この30円がなぜここで捉まえたのかという思いがあって仕方ない状況でございます。ただ、それが常だからということをおっしゃられたらそれまでなのですが、どうして毎年、20円、30円アップしなければいけないのか。その辺をちょっと個人的には疑問に思いながら、今いろいろと皆さんの労使間の話聞きながら考えているところです。

それと、もう一つ最低賃金に関してですが、当然良い人材を吸収、確保しながら、高い給与を払っていききたいというのが大前提ですが、その中で今、定年延長が去年から60歳から65歳へと、65歳のところは70歳へと引き上げる方向に推移しています。公務員関係は来年度からかな、1年更新、段階的に上げていくというふうになっている中で、そうしたら今いる高齢者、何歳から高齢者の枠に入れるか分からないのですが、実際のところ障害者の方々は、最低賃金の減額の特例の中での働く職場を見いだすような状況になっている現状がございませけれども、高齢者に関してもいろいろな健康増進、認知症防止を含めた体力増進のためにも、働く鋭気があれば、また本人がそういう意欲があれば、どんどん70歳でも80歳でも勤めていただきたいという使用者側の希望、願望もありますし、本人が納得すればそういうこともあり得るのではないかなと思うのですが、その方々に適用される最低賃金が、若い将来担い手としての確保する人材と同等でもいいのだろうかという思いもありますので、その辺も少し、この最低賃金の話とは別かも分かりませんが、

特例条項の中に高齢者採用の場合は最低賃金を特例で扱う対応ができないものかということも、逆に提案なり、要望できればなという思いもありますので、発言させてもらいました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

○河村委員 いろいろと御意見をお聞かせいただきありがとうございます。それぞれの立場でやはりそれぞれの思いがあるかと思っておりますので、そういったまとめ方がどうかとは思いますが、基本的に、まず、私が今回金額提示をさせていただく前段で、基本的な考え方ということをお話させていただきました。その中では、憲法第25条であったり、最低賃金法の第1条の目的、そういった話をさせていただきましたが、先ほどもあるように、政府が1,000円、ではどこから来た1,000円なのか、最低賃金は毎年上げる必要があるのか、実はそういうところにもこの問題というのはつながってくると思っております。私は実際この最低賃金というのは、普通の一般の労働者が、我々が、例えば春闘の中で勝ち取った賃金や一時金、そういったものとは質が違っていると思っております。通常の賃金、ボーナスであれば、やはり先ほど言われたように労働の対価に対しての後払いだという理屈は立つと思っておりますが、この最低賃金に関してはそういう問題ではないと思っております。

ただ、その中でこういったやはり議論の行き違いが出てくるのは、最低賃金決定の3要素のところには話が来るわけですね。先ほどパーセンテージの話をさせていただきましたけれども、ここも正に3要素のところに来るわけですね。ただ、私は、その3要素の前にやはり最低賃金の目的の部分があって、本来この日本の中で健康で文化的な生活ができる水準というのはどうあるべきなのかという議論が欠けていることが残念に思うのです。本来はそこがあって、日本の政府としても1,000円と示すのであれば、1,000円で文化的で健康な生活を送れる保障をしてほしいわけです。それがなくまま1,000円という数字だけが独り歩きをしていってしまうから、この賃金決定の3要素の部分での議論がかみ合わないと思っております。

ですから、政府としてはやはり、1,000円といいますか、その最低賃金のあるべき姿をやはり示した上で、その上でそこにどういうスケジュール感で持っていくのかということを示さなければ、先ほど西本委員も言われたように、使用者側からすれば、毎年これだけ上がるのか、それは想定外だというようなことに陥ってしまう。そのスケジュール感があれば、まだ、そこに目指して使用者側も労働者側も頑張っていけないといけないよね

という方向性になっていくのだらうなと思います。ちょっと概念的な話になってしまつて大変恐縮ですが、私としては、やはりそういう根本的な最低賃金に関する考え方というのは持つておきたいなと思つていますし、そこは大事にしていきたいなと考えています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○北畑委員 先ほど北村委員から、中小企業・小規模事業者の置かれている企業環境は大変厳しいという言葉に対して、私は全く否定もしませんし真摯に受け止めます。そういう状況だと感じる次第でもあります。一方で鳥取県の経済情勢の資料が、そのように良好という形で示されているので私はそのように申し上げております。

ですので、どこかの形で通常の事業の賃金支払能力がどういうものなのか、今どういう状況にあるのかというものを判断するに当たって、私はこの指標を用いて申し上げましたし、委員は今の置かれている状況は大変厳しいということ、これに対して私は全く否定もしませんし、それは双方でそのことをお互いに確認し合うべきだということすら思う次第です。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、御意見はありますか。

(なし)

○佐藤部会長 双方から金額提示をしていただきましたが、昨日同様、労働者側が38円、使用者側が23円ということで、隔たりはまだ非常に大きいということになります。

そこでこれから、公益側と労働者側、使用者側とで協議に入りたいと思います。

まずは、本日は、公益と使用者側協議を先にして、その後、公益と労働者側で協議したいと思います。それぞれ15分程度で考えております。

それでは、会場の方お願いします。

では、一旦休会いたします。

[公・使協議]

[公・労協議]

○佐藤部会長 それでは、皆様お戻りいただきましたので、専門部会を再開いたします。

今、使用者側、労働者側とそれぞれお話をさせていただきましたが、やはり金額の開きは縮まることがありませんでしたので、昨日と労働者側、使用者側、共に金額の方も変更がなかったということで、公益委員の見解を明日の第6回目の専門部会で提出をさせていただけたらと思います。そのときに、双方の御意見を第5回目まで承りましたので、それ

を勘案しまして鳥取県のあるべき最低賃金の額というものを提示させていただきたいと思っております。

というわけで、本日の審議についてはこれまでとして、明日、公益委員の見解と金額の提示をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 それでは、今、議事の2番目も含めて言ってしまいましたが、その他について事務局からお願いします。

○片山賃金室長 では、明日8月10日の9時から、この会議室にて第6回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

第534回鳥取地方最低賃金審議会(答申)につきましては、明日11時から、同じくこの会議室にて開催します。

その後、答申に対する異議の申出があった場合、8月26日金曜日午前10時から第535回鳥取地方最低賃金審議会異議審議を開催します。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、最後の確認になりますが、明日の第6回鳥取県最低賃金専門部会は9時からこの会場で行います。その後、11時から第534回鳥取地方最低賃金審議会を行います。8月26日の10時から第535回鳥取地方最低賃金審議会では異議審議を行うという予定ですので、よろしく申し上げます。

では、以上で本日の議事は終わりになります。今日も長時間ありがとうございました。